

平成 3 0 年度

(平成 3 0 年 6 月 1 日～平成 3 1 年 5 月 3 1 日)

平成30年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 公益法人として会務の執行を円滑適正に遂行するため、各種会議及び研修会に参加し情報収集を行うとともに情報交換及び連携協調を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成 2 9 年度

(平成 2 9 年 6 月 1 日～平成 3 0 年 5 月 3 1 日)

平成29年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各種会議及び研修会に参加し情報収集を行う。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成 2 8 年度

(平成 2 8 年 6 月 1 日～平成 2 9 年 5 月 3 1 日)

平成28年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 公益法人の運営に関する情報収集を行うため、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会・関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との情報交換及び連携協調を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成 2 7 年度

(平成 2 7 年 6 月 1 日～平成 2 8 年 5 月 3 1 日)

平成 27 年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各種説明会及び研修会に参加し情報収集を行う。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成 2 6 年度

(平成 2 6 年 6 月 1 日～平成 2 7 年 5 月 3 1 日)

平成26年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用促進を図る。
- (3) 公益法人としての諸規則の改善を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者会議を開催する。

平成 2 5 年度

(平成 2 5 年 6 月 1 日～平成 2 6 年 5 月 3 1 日)

平成25年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの内容充実を図る。
- (3) 公益法人としての組織の充実を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 業務処理体制の充実を図る。